

4 衛生費

1 保健衛生費 1 保健衛生総務費

[担当：保健センター] P.140

20 健康づくりに要する経費 1,338,000円(1,149,000円)

[国・県 158,000円 その他 288,000円 一財 892,000円]

* 特財積算根拠

[県補：健康増進事業費補助金 158,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 270,000円]

[諸収入：講座参加個人負担金 300円×60人=18,000円]

○ 目的

健康の保持・増進と疾病の予防を図る。

○ 内容

自らの健康は自ら守るという認識のもと、健康の保持・増進・疾病予防のために必要な知識を学ぶとともに、自分の生活習慣を見直すための教室を開催する。取手市は血糖高値者〈HbA1c：5.6から6.5未満(要注意者)及び6.5以上(治療・対策必要者)〉が多いことから、H24年度より高血糖者対策を重点課題として取り組んでいる。H26年度も引き続き、個別アプローチ(訪問・面接等)及び糖尿病予防教室(医師・健康運動指導士による講義・実技)を実施していく。また、子育て支援センターを利用している母親に対する健康教育を実施し、子育て世代の健康づくりに努める。

取手市ヘルスマイト協議会に健康づくり推進事業を委託し実施しているところだが、H26年度は活動を充実させるために、健康教育指導教材を購入し、さらなる食育活動の推進を図る。

また、生活習慣の改善や疾病予防を目的に藤代保健センター及び各公民館等での保健師による健康相談を実施する。

・健康づくり推進事業関係経費	需用費	消耗品費	42,000円
	委託料	健康づくり推進事業委託料	800,000円
	備品購入費	健康教育指導用教材	258,000円
・健康教育関係経費	報償費	健康教育講師謝礼	66,000円
	需用費	消耗品費、血圧計修繕費	172,000円

[担当：保健センター] P.140

2401 取手北相馬休日夜間緊急診療所運営に要する経費 30,258,000円(25,863,000円)

[その他 10,869,000円 一財 19,389,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金

守谷市 7,357,407円+利根町 2,512,285円=9,869,000円]

[諸収入：取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費交付金(つくばみらい市) 1,000,000円]

○ 目的

日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間並びに土曜日の夜間を含めた第一次救急

医療に対する医療の確保を図る。

○ 内容

取手市、守谷市及び利根町により、取手・北相馬休日夜間緊急診療所の運営を社団法人取手市医師会に委託し、日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間並びに土曜日の夜間に診療所を開設し、第一次医療体制の構築を図る。

委託料 30,257,982 円

[担当：保健センター] P.141

2501 常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 37,177,000 円 (35,111,000 円)

[その他 20,802,000 円 一財 16,375,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：常総地域病院群輪番制病院運営費負担金

常総市 5,451,881 円＋守谷市 6,992,700 円＋つくばみらい市 5,270,046 円

＋利根町 3,088,017 円＝20,802,000 円]

○ 目的

日曜日や祝日及び夜間(全日)の第二次救急医療体制として、重症患者(手術・入院を要する患者)の医療の確保を図り、また、小児救急医療輪番制により、地域の小児救急医療の確保を図る。

○ 内容

日曜日や祝日の午前 8 時から午後 6 時までの日中及び午後 6 時から翌午前 8 時までの全日の夜間において、常総地域内の宗仁会病院、JA とりで総合医療センター、取手医師会病院、東取手病院、総合守谷第一病院、守谷慶友病院、きぬ医師会病院及び水海道さくら病院の 8 病院が共同連携し、輪番方式で第二次救急医療業務を実施する。更には、JA とりで総合医療センター及び総合守谷第一病院による輪番方式により、乳幼児などを対象に小児救急医療業務を行い、経費を 4 市 1 町が補助する。

参加市町：取手市 常総市 守谷市 つくばみらい市 利根町

常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 31,901,000 円

小児救急医療輪番制運営負担金 5,275,823 円

[担当：保健センター] P.141

2601 老人保健施設建設補助金 8,739,000 円 (8,743,000 円)

[一財 8,739,000 円]

○ 目的

超高齢社会に対応する施設建設を推進し、保健、福祉及び医療の充実を図る。

○ 内容

介護を必要とする高齢者の家庭や社会への復帰を目的とし、入所、短期入所療養介護(ショートステイ)及び通所リハビリテーション(デイケア)により、人が有する機能の回復や維持のための介護サービスを行っている緑寿荘への建設資金を補助する。

平成 3 年度から平成 29 年度まで、老人保健施設建設補助金(元本及び利子)の債務負担行為を行っている。

補助金 8,738,088 円

[担当：保健センター] P.141

4001 公的病院等運営費補助金 125,000,000円 新規

[一財 125,000,000円]

○ 目的

公的病院等に対し運営費を補助することにより、救急医療の確保及び地域医療の充実を図る。

○ 内容

法人税法に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院に対し、特別交付税に関する省令により算定した額を基準として、補助金を交付する。

平成 26 年度は、茨城県厚生農業協同組合連合会 JA とりで総合医療センターに補助金を交付する。

1 保健衛生費 2 予防費

[担当：保健センター] P.141

2001 予防接種に要する経費 214,064,000円 (218,897,000円)

[一財 214,064,000円]

○ 目的

各種感染症の発生及び蔓延を防止し、市民(国民)の免疫水準を維持する為に、予防接種の接種機会を安定的に確保する。

○ 内容

予防接種法に定める定期予防接種(A類疾病、B類疾病)及び予防接種法に基づかない取手市が費用の一部を助成して行う任意予防接種を実施する。

【定期予防接種】

(A類疾病)ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎(ポリオ)・破傷風・麻しん・風しん・日本脳炎・結核・Hib 感染症・小児の肺炎球菌感染症・ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)

(B類疾病)インフルエンザ(高齢者)

【任意予防接種】

おたふくかぜ・水痘・インフルエンザ(小児)・肺炎球菌(高齢者)

需用費 10,165,000円

消耗品費(シール・白用紙等) 197,000円

印刷製本費(予診票) 893,000円

医薬材料費(薬液等) 9,075,000円

役務費 220,000円

賠償保険料 220,000円

委託料 202,299,000円

予防接種委託料 202,299,000円

扶助費 326,000円

任意予防接種助成費 62,000円

定期予防接種助成費 264,000円

予防接種ワクチンの種類

(単位：人)

区分	予防接種ワクチンの種類	見込人数	助 成
定期 予防接種	BCG(結核)	750	全 額
	麻しん風しん(MR)	1,474	全 額
	麻しん	2	全 額
	風しん	2	全 額
	三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)	375	全 額
	四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	2,850	全 額
	不活化ポリオ	2,030	全 額
	二種混合(ジフテリア・破傷風)	824	全 額
	日本脳炎	4,012	全 額
	HPV(子宮頸がん予防)	359	全 額
	ヒブ	2,243	全 額
	肺炎球菌(小児)	2,468	全 額
	インフルエンザ(高齢者)	一般	13,990
減免者		100	一 部
任意 予防接種	インフルエンザ(小児)	9,697	一 部
	おたふくかぜ	700	一 部
	水痘	700	一 部
	肺炎球菌(高齢者)	1,576	一 部

1 保健衛生費 3 母子衛生費

[担当：保健センター] P.142

20 乳幼児健診に要する経費 8,002,000円(6,660,000円)

[国・県 1,185,000円 一財 6,817,000円]

* 特財積算根拠

[県補：子育て支援対策臨時特例交付金 1,185,000円]

○ 目的

家庭訪問、乳幼児健診により、生後早期からの子育て環境や、児の発育状況、母親の心身の健康状態を確認し、適切な指導を行うことにより、疾病などの早期発見及び早期対応を図る。

○ 内容

(1)家庭訪問

・生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に訪問し、安心して子育てができるように支援している。第1子と2,500g未満の低出生体重児には保健師が訪問し、第2子以降に関しては、保健師・保育士等の赤ちゃん訪問員が訪問する。

・里帰り出産など、市民以外の産婦からの依頼にも訪問する。

・特定妊婦や要支援ケース、虐待ケースには保健師が訪問し、子育て支援課や児童相談所等の関係機関及び医療機関と連携して対応する。

(2) 健康診査

4 か月児、1 歳 6 か月児及び 3 歳児を対象に健康診査を実施する。

4 か月児健康診査: 身体計測、診察(内科)、離乳食試食、保健指導及び図書館職員によるブックスタート

1 歳 6 か月児健康診査: 身体計測、診察(内科・歯科)、相談(発達・子育て・栄養)、保健指導及び歯科衛生士による歯みがき指導

3 歳児健康診査: 身体計測、診察(内科・歯科)、相談(発達・子育て・栄養)、保健指導及び視能訓練士による視力検査、尿検査

・ 4 か月児健診関係経費	報酬費: 医師報酬 @21,000 円×24 回	504,000 円
	需用費: 消耗品費	26,000 円
・ 1 歳 6 か月児健診関係経費	報酬費: 医師報酬 @21,000 円×60 回	1,260,000 円
	報償費: 心理発達相談員謝礼	720,000 円
	歯科衛生士謝礼	584,000 円
	需用費: 消耗品費、医薬材料費	104,000 円
・ 3 歳児健診関係経費	報酬費: 医師報酬 @21,000 円×60 回	1,260,000 円
	報償費: 心理発達相談員謝礼	720,000 円
	視能訓練士謝礼	264,000 円
	需用費: 消耗品費、印刷製本費、医薬材料費	129,000 円
	委託料: 尿検査委託料	55,000 円
・ 育児相談関係経費	賃金 : 赤ちゃん訪問員賃金	1,804,000 円
	需用費: 消耗品費、燃料費	192,000 円
	使用料及び賃借料: 公用車リース料	372,000 円

[担当 : 保健センター] P.144

21 母子保健に要する経費 78,991,000 円 (73,843,000 円)

[国・県 1,905,000 円 その他 649,000 円 一財 76,437,000 円]

* 特財積算根拠

[国補: 未熟児養育医療負担金 1,270,000 円]

[県補: 未熟児養育医療負担金 635,000 円]

[負担金: 未熟児養育医療保護者負担金 602,000 円]

[諸収入: 講座参加個人負担金 300 円×100 人=30,000 円]

[諸収入: BP プログラムテキスト代 864 円×20 人=17,280 円]

○ 目的

出産前後の母子の健康管理と児の健全な成長発達及び保護者への教育や育児不安等の軽減を図る。

○ 内容

(1) プレママ教室・プレパパ教室

妊娠 5・6 か月の妊婦、又はその配偶者を対象とした妊娠、出産、育児について学ぶ教室

を開催する。

教室名	回数	場所
プレママ教室	3回コース×5回	保健センター・藤代保健センター
プレパパ教室	5回	保健センター・藤代保健センター

※プレママ教室は平日、プレパパ教室は土曜日に開催している。

(2) 妊婦・乳児健康診査

・妊婦健康診査

14回の公費負担での健康診査を実施し、妊婦の健康診査費用の負担軽減を図るとともに、その結果を把握し、必要時に、相談、支援、指導を行い、母子の健やかな経過を支援する。

・乳児健康診査

乳児期に第1回(3～6か月の間)第2回(9～11か月の間)の2回公費負担での健康診査を実施し、その結果を確認する。

(3) 親子教室

取手保健センターで2回、藤代保健センターで1回、8月を除く毎月実施している。

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の結果、発達の遅れや偏りが心配される児や不安を抱えている保護者に対し、取手市療育システムの一環として、各課専門スタッフがかかわり、より良い対応やアドバイスを保護者に伝え、継続的に支援していく。必要時には、療育機関や医療機関につなげる対応を行う。

(4) 母子健康教育(親子歯みがき教室)

年2回(夏休みと冬休みの期間)、両保健センターにおいて予約制で実施している。

2歳から就学前までの幼児を対象に歯科健診・歯みがき指導・フッ素塗布等を行い、生涯にわたる歯と口の健康づくりに積極的に取り組む。

(5) すくすく教室

両保健センターで毎月開催し、離乳食の進め方の指導及び育児の支援をしていく。

(6) 親支援グループミーティング

家庭訪問や乳幼児健康診査で把握した育児不安や虐待の心配が予測される母親に対して、月1回程度のミーティングを開催する。グループミーティングの手法を用いて、自己を見つめ直し、育児不安や虐待リスクの軽減を図る。

(7) BPプログラム

0歳児を初めて育てる母親を対象に、仲間づくりと「少し先を見通した子育ての知識」をBPプログラムの手法を用いて提供することにより、親の役割や育児スキルを参加者同士で学びあう場とし、育児不安や育児ストレスの軽減を図る。

(8) 未熟児養育医療(母子保健法第20条根拠、平成25年度権限移譲)

身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、速やかに適切な処置を講ずる目的で、指定医療機関において必要な医療の給付を行う。

給付は指定医療機関における入院中の医療とし、医療保険給付後の自己負担額をいったん養育医療で公費負担した後、市が養育医療に要する経費のうち、徴収基準額表に基づき算定した負担金を保護者から徴収する。

未熟児養育医療については国庫負担(補助)金の交付対象となっており、養育医療給付事業負担金のうち国が1/2、県と市が1/4ずつ負担する。

(9) 特定不妊治療費助成

特定不妊治療に要した費用のうち、茨城県から受けた助成額を控除した額について、市も助成を行う。

対象者：特定不妊治療の必要のある夫婦(夫婦合算の所得制限あり、茨城県不妊治療費助成事業補助金の交付決定を受けていること)

・妊婦父親教室関係経費	報酬費:医師報酬 @21,000円×5回	105,000円
	需用費:消耗品費	155,000円
	備品購入費:沐浴人形	152,000円
・母子健康教育関係経費	報酬:医師報酬 @21,000×12回	252,000円
	報償費:歯科衛生士謝礼	192,000円
	需用費:消耗品費、医薬材料費	262,000円
・妊婦乳児健康診査関係経費	需用費:消耗品費、印刷製本費	157,000円
	役務費:手数料	848,000円
	委託料:妊婦健康診査委託料	59,952,000円
	乳児健康診査委託料	6,050,000円
	扶助費:妊婦・乳児健康診査費	1,969,000円
・フォローアップ教室関係経費	報償費:心理発達相談員謝礼	800,000円
	心理士謝礼	120,000円
	保育士謝礼	48,000円
	需用費:消耗品費	42,000円
・未熟児養育医療関係経費	扶助費:医療機関未熟児養育費	3,143,000円
・特定不妊治療関係経費	特定不妊治療費助成費	4,700,000円

1 保健衛生費 4 生活習慣病対策費

[担当：保健センター] P.146

20 生活習慣病対策検診に要する経費 60,644,000円 (59,702,000円)

[国・県 9,565,000円 その他 236,000円 一財 50,843,000円]

* 特財積算根拠

[国補:がん検診推進事業費補助金 5,391,000円]

[県補:健康増進事業費補助金 4,174,000円]

[諸収入:講座参加個人負担金 300円×20人=6,000円]

[諸収入:検診費用自己負担金 1,000円×230人=230,000円]

○ 目的

検診により、自己の健康状態を知り、生活習慣を見直すきっかけとすることにより、健康の保持・増進と適切な医療を確保する。

○ 内容

受診率向上のため、肺がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診については特定健診と同時に実施する。各がん検診についても無料クーポン券検診等により受診率向上を図る。若い年代から生活習慣病及び内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を予防していくために、市独自の健診として、18歳から39歳を対象にヘルスアップ健診を実施する。

平成 25 年度から開始した口腔がんの早期発見のための歯科検診は、平成 26 年度も健康福祉まつり時に実施していく。

・骨粗鬆症検診関係経費	需用費	消耗品費（調理実習材料代）	10,000 円
	委託料	（225 人）	652,000 円
・乳がん検診関係経費	委託料	（超音波・X 線 2,100 人）	6,929,000 円
・胃がん検診関係経費	委託料	（2,200 人）	7,689,000 円
・子宮がん検診関係経費	委託料	（2,480 人）	13,766,000 円
	扶助費	（10 人）	20,000 円
・大腸がん検診関係経費	委託料	（3,600 人）	5,357,000 円
・肺がん検診関係経費	委託料	肺がん検診（10,800 人）	13,058,000 円
		喀痰検査（230 人）	805,000 円
・健康診査関係経費	報償費	事後指導講師謝礼	120,000 円
	需用費	消耗品費	12,000 円
	委託料	ヘルスアップ健診（530 人）	3,613,000 円
		肝炎ウイルス検診（1,550 人）	4,286,000 円
・前立腺がん検診関係経費	委託料	（2,300 人）	4,203,000 円
・歯科保健関係経費		報酬（歯科医師報酬）	42,000 円
		報償費（口腔外科医謝礼）	42,000 円
		需用費（検診用グローブ等）	17,000 円

[担当：保健センター] P.148

2401 精神保健事業に要する経費 800,000 円（800,000 円）

[一財 800,000 円]

○ 目的

こころの悩みや病気を抱える方及びその家族等に対する相談の場を設け、適切な支援を行うとともに精神障害者の福祉の向上を図る。また、広く市民に対し精神保健福祉に関する普及啓発を図る。

○ 内容

こころの健康相談として、精神科医師による相談を月 1 回実施する。

自殺予防対策事業については、庁内における自殺予防対策会議で検討実施していく。自殺予防週間・月間に、街頭キャンペーンを実施し市民への普及啓発を進める。身近な相談者を増やすため、ゲートキーパー養成講座・フォローアップ研修・ミニ講座を平成 26 年度も継続して開催していく。

平成 26 年度新規事業としてメンタルチェックシステム「こころの体温計」を導入し、ホームページから自分のこころの健康度をチェックし、必要時に適切な相談機関についての情報の提供ができる体制を整える。

報償費	医師謝礼	@25,000 円×12 月=300,000 円
	ゲートキーパー養成講座講師謝礼	@80,000×1 日=80,000 円
		@21,000×1 回=21,000 円
需用費	消耗品費(キャンペーン用ティッシュ、白用紙等)	204,000 円
委託料	メンタルチェックシステム「こころの体温計」	193,000 円

1 保健衛生費 5 保健センター費

[担当：保健センター] P.149

2001 保健センター管理運営に要する経費 9,275,000円(11,080,000円)

[その他 450,000円 一財 8,825,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：障害者福祉センターふじしろ光熱水費等使用料 450,000円]

○ 目的

保健センター及び藤代保健センターで行う乳幼児健診、健康教育及び各種がん検診などのため、良好に施設の状態を保つよう維持管理を図る。

○ 内容

乳幼児健診、健康教育及び各種がん検診などを快適かつ円滑に行うため、良好な施設環境を保つための修繕、安心安全で衛生的な施設を維持するために電気保安業務や空調機点検、清掃管理業務等を実施する。

需用費

消耗品費（トイレットペーパー、蛍光管、印刷機インク等）	916,000円
燃料費（藤代保健センターLPガス）	447,000円
光熱水費（電気、水道、取手ガス）	3,315,000円
修繕料	300,000円
役務費（電話料等）	893,000円
委託料（警備、自動ドア点検、害虫駆除等）	2,779,000円
使用料及び賃借料（下水道、印刷機、コピー等）	625,000円

1 保健衛生費 6 環境衛生費

[担当：環境対策課] P.150

1101 取手市環境審議会に要する経費 161,000円(121,000円)

[一財 161,000円]

○ 目的

本市における環境行政全般について、調査審議する。

○ 内容

審議会は、次の各号の事項について、市長の諮問に応じて調査・審議し、その結果を答申する。また、市長に建議することができる。

- 1 環境行政の基本的なあり方に関する事。
- 2 取手市環境基本計画に関する事。
- 3 環境衛生の維持及び公害の防止に関する事。
- 4 リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に関する事。
- 5 その他環境の保全及び創造に関し必要な事項。
- 6 前各号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属せられた事項。

[担当：環境対策課] P.151

2101 犬猫対策に要する経費 2,314,000円(2,266,000円)

[その他 2,314,000円]

＊ 特財積算根拠

[手数料:犬登録手数料 (交 付) @2,000× 460 件 = 920,000 円
(再交付) @1,000× 20 件 = 20,000 円]

[手数料:注射済票交付手数料 (交 付) @400 ×5,000 件 = 2,000,000 円
(再交付) @200 × 5 件 = 1,000 円]

注射済票交付手数料の内 627,000 円は電算・OA 化等に要する経費へ充当]

○ 目的

狂犬病の予防及び公衆衛生・公共の福祉の増進を果たす。

○ 内容

- ・犬の登録及び鑑札の交付、手数料徴収事務。
- ・狂犬病予防注射(集合注射)の実施、注射済票の交付・手数料徴収事務。
- ・路上で、交通事故で死亡した動物の処理を実施する。
- ・犬の飼い方マナー教室を開催する。
- ・犬の登録、狂犬病予防、ペットの飼い方等について広報、啓発を行う。

[担当：環境対策課] P. 151

2201 公衆トイレ管理に要する経費 7,310,000 円 (7,179,000 円)

[一財 7,310,000 円]

○ 目的

取手駅西口公衆トイレ及び藤代駅南口公衆トイレを清潔に保ち、常に衛生的な状態でトイレの使用ができるようにする。

○ 内容

取手駅西口公衆トイレ及び藤代駅南口公衆トイレを毎日(1月1日は除く)清掃する。また、機器保守点検(取手駅西口公衆トイレ)及び機械警備(藤代駅南口公衆トイレ)を実施する。

[担当：環境対策課] P. 152

2301 雑草除去に要する経費 3,120,000 円 (2,985,000 円)

[その他 3,120,000 円]

＊ 特財積算根拠

[諸収入:草刈受託収入 3,120,000 円]

○ 目的

空き地が雑草等により不良な状態とならないようにし、安全で清潔な生活環境を保持する。

○ 内容

雑草等が繁茂した空き地の所有者又は管理者に対して、適正な管理を行うよう指導するとともに、種々の事情で所有者又は管理者自身による雑草等の除去が困難な場合、委託を受けて除去を実施する。

[担当：環境対策課] P. 152

2401 取手市外 2 市火葬場組合負担金 61,573,000 円 (61,438,000 円)

[その他 60,472,000 円 一財 1,101,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:取手市外 2 市火葬場組合事務費 28,200,000 円]

[諸収入:火葬場周辺整備事業費 32,272,000 円]

○ 目的

取手市外 2 市火葬場組合により火葬場「やすらぎ苑」の管理運営等を行う。

○ 内容

火葬場「やすらぎ苑」の管理運営の適正化を図り、火葬を円滑に実施する。

火葬場組合負担金

(単位:千円)

構成市	平均割 30%	人口割 70%	合計	前年比
取手市	13,792	47,781	61,573	135
守谷市	13,792	28,005	41,797	454
つくばみらい市	13,792	20,763	34,555	563
計	41,376	96,549	137,925	1,152

[担当：環境対策課] P. 152

3001 環境基本計画推進に要する経費 2,723,000 円 (904,000 円)

[一財 2,723,000 円]

○ 目的

環境基本計画に定めた施策を総合的かつ計画的に推進する。

○ 内容

環境基本計画に基づき、地域の環境を保全するための施策を推進し、その進捗状況や取組による効果を検証し、見直しを行う。

具体的には、地球温暖化防止のための啓発活動を強化し、また環境の保全及び創造の観点から、「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」への参加、取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会に対する補助金等を交付する。

・取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会に対する補助金交付予定額 350,000 円

・環境基本計画策定支援業務委託料 2,160,000 円

[担当：環境対策課] P. 153

3501 レジ袋削減の推進に要する経費 104,000 円 (101,000 円)

[一財 104,000 円]

○ 目的

地球温暖化防止とごみ減量のため、事業者、市民団体とともに地域のスーパーなどでレジ袋の削減を推進する。

○ 内容

レジ袋の削減については、ごみの発生を減らし、ひいては地球温暖化の防止につながる取組のひとつとして推進してきた。これまではマイバッグの普及運動という形で行われてきたが、最近では、市・事業者・市民団体の三者の協定にもとづき、スーパーなどの事業者がレジ袋の無料配布を止めて有料化することによって削減する動きが広がっており、効果を上げている。

本市においては、平成 21 年 6 月に市民団体による「レジ袋削減推進取手市民の会」が結成され、市と協働でこの取組を推進している。

具体的にはレジ袋削減の実施に当たり、市民の会とともに市内各所において PR 活動を行うなど、広く市民・消費者に周知を図るため啓発活動を実施する。

[担当：環境対策課] P. 153

3601 緑のカーテン推進に要する経費 262,000 円 (289,000 円)

[一財 262,000 円]

○ 目的

夏季の冷房に使用するエネルギーを減らし、二酸化炭素の排出削減につなげて地球温暖化防止に役立てるため、緑のカーテンの推進を図る。

○ 内容

緑のカーテンは、建物の南側にネットを張り、つる性の植物を這わせて日射しを遮ることにより、室内の温度を下げる。

緑のカーテンを公共施設(福祉交流センター、ふじしろ図書館、こども発達センターなど)で率先的に実施し、一般家庭への普及を図る。また、広報誌での PR や緑のカーテンコンテストを実施する。

1 保健衛生費 7 公害対策費

[担当：環境対策課] P. 153

2001 公害対策事業に要する経費 4,748,000 円 (4,914,000 円)

[その他 140,000 円 一財 4,608,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料:土砂等による土地の埋立て等に係る特定事業許可申請手数料 140,000 円]

○ 目的

市民の健康を守り、快適な生活環境を保全するため、公害の実態を把握し、発生を未然に防止する。そのため、水質分析調査、騒音・振動測定等の監視活動とともに、工場・事業所に指導を行う。

○ 内容

(1) 水質汚濁防止対策

① 発生源の規制及び指導

水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び取手市公害防止条例に基づき、規制対象工場・事業所の立入調査(県との合同立入調査含む)を実施し、排水基準等に関する指導を行う。

②公共用水域の水質観測

市内河川(相野谷川、北浦川、西浦川)及び樋管において定期的に水質調査を実施し、公共用水域の水質汚濁の状況を把握する。

③古利根沼水質・底質調査

古利根の自然環境を保全するため水質、底質の調査、監視を我孫子市との共同により実施する。

④井戸水検査

市内一般家庭を、各地区から数箇所選定して有害物質の検査を行い、地下水の汚染状況を把握する。

⑤産業廃棄物対策

フジランド産業廃棄物処分場からの地下水汚染を監視するため、周辺宅地内の井戸水の水質検査を継続して実施する。

(2)大気汚染防止対策

①発生源の規制及び指導

大気汚染防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び取手市公害防止条例に基づき、特定施設を有する工場・事業所について県と合同立入調査を実施し、排出基準を遵守するよう指導する。

②PM2.5及び光化学スモッグ対策

PM2.5及び光化学スモッグ対策として、予報や注意報等が発令された場合、緊急時連絡体制により関係機関等に通報し、被害の未然防止に努める。

(3)騒音・振動防止対策

①発生源の規制及び指導

騒音規制法、振動規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び取手市公害防止条例に基づき、特定施設の設置等や特定建設作業の実施について事前に届出を義務付け、騒音・振動発生源の内容を審査し、騒音・振動公害の未然防止に努める。

②環境騒音の測定

一般地域における環境基準との適合状況について把握するため、市内9地点において24時間測定を実施する。

③自動車騒音の常時監視(平成24年4月県から権限移譲された)

環境省の処理基準により、騒音測定、交通量調査、沿道条件調査を行い、騒音レベルの推計(面的評価)を行い、結果を環境省に報告する

(4)悪臭・地盤沈下防止対策

悪臭については、市全体が悪臭防止法の規制地域として指定を受けており、茨城県生活環境の保全等に関する条例と併せて規制を行う。

地盤沈下については、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び取手市公害防止条例に基づき、特定施設の設置等の届出を実施させ、被害の未然防止に努める。

[担当：放射能対策課] P.154

2501 放射能対策に要する経費 28,949,000円(1,882,668,000円)

[国・県 26,306,000円 その他 21,000円 一財 2,622,000円]

* 特財積算根拠

[国補：放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 23,292,000円]

[国補：消費者行政活性化基金事業補助金 3,014,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 21,000円]

○ 目的

放射性物質汚染対処特別措置法により策定した取手市除染実施計画に基づき、市内の各施設の除染対策を平成24年度から実施した。除染が終了した子ども関連施設の事後モニタリングを実施し、除染後の空間放射線量を把握し公表する。

小・中学校、保育所(園)の給食食材及び市民持込み食材の放射能検査を実施し、今後も食の安全性確保に取り組む。

○ 内容

《除染関連事業》

- ・除染実施後モニタリング業務委託料 21,103,200円
- ・広報とりで臨時号発行印刷、折込手数料 765,720円

《放射能食材検査》

小・中学校、保育所(園)における給食食材検査、給食完成品検査及び市民持込み食材の放射能検査を実施する。

- ・給食食材検査関係公用車リース料 189,000円
- ・放射性物質検査機器校正手数料 804,600円
- ・食材検査員報酬 4,162,000円

2 清掃費 1 清掃総務費

[担当：環境対策課] P.155

2001 清掃事業に要する経費 9,793,000円(9,670,000円)

[その他 268,000円 一財 9,525,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：生活雑排水汲取手数料 @2,800×8台×12ヶ月≒268,000円]

○ 目的

清潔で住み良い環境づくりを図る。

○ 内容

- ・地区清掃により発生した、汚泥が入った土のう袋や草木を収集し処分を行う。
- ・生活雑排水を浸透櫛で処理している家庭のうち、浸透櫛で処理しきれない雑排水の汲み取りを行う(汲取り戸数8戸)。また、小堀地区にある雑排水の沈殿槽について、定期的に清掃を実施する(5年に1回)。
- ・一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託料 1,620,000円

[担当：環境対策課] P. 156

2101 廃棄物不法投棄対策に要する経費 565,000 円 (590,000 円)

[一財 565,000 円]

○ 目的

廃棄物の不法投棄の未然防止及び不法投棄事案の早期解決により、良好な生活環境を確保するとともに公衆衛生の向上を図る。

○ 内容

取手市不法投棄ボランティア監視員及び廃棄物減量等推進員と連携を取り、市内の不法投棄の監視、早期発見を行うとともに、不法投棄の未然防止についての積極的な啓発活動を行う。

[担当：環境対策課] P. 156

2201 合併処理浄化槽設置整備費補助事業に要する経費 15,982,000 円 (15,982,000 円)

[国・県 10,922,000 円 一財 5,060,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：循環型社会形成推進交付金 $15,033,000 \times 1/3 = 5,011,000$ 円]

[県補：合併処理浄化槽設置事業費補助金

$(15,033,000 \times 1/3) + (90,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 基}) = 5,911,000$ 円]

○ 目的

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽の撤去を促進する。

○ 内容

対象区域：次の区域を除く区域

1. 公共下水道事業認可区域

2. 農業集落排水施設の処理区域及び処理計画区域

国県補助金分

5人槽相当 294,000 円 $\times 29$ 基 = 8,526,000 円

7人槽相当 342,000 円 $\times 15$ 基 = 5,130,000 円

10人槽相当 459,000 円 $\times 3$ 基 = 1,377,000 円

単独撤去分 90,000 円 $\times 10$ 基 = 900,000 円

計 57 基 15,933,000 円

2 清掃費 2 じん芥処理費

[担当：環境対策課] P. 157

2001 じん芥収集に要する経費 354,042,000 円 (337,238,000 円)

[その他 19,198,000 円 一財 334,844,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：一般廃棄物許可申請手数料 3,000 円]

[手数料：粗大ごみ収集運搬手数料 7,182,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 23,000 円]

[諸収入：資源物売却代 11,990,000 円]

(1) じん芥収集運搬委託料 346,533,552 円

○ 目的

一般廃棄物(ごみ)の収集運搬を実施することにより、市民の良好な生活環境を確保する。

○ 内容

市内一般家庭から排出される一般廃棄物(可燃、不燃、粗大)及び資源物(あき缶、あきビン、新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、古着、プラスチック製容器包装、ペットボトル)の収集運搬を、業者に委託して実施する。また、5種16分別による収集を行い、ごみの減量化を図る。

可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	有害ごみ		資 源 物									
			乾電池・体温計	蛍光管	あき缶	無色ビン	茶色ビン	その他の色ビン	新聞紙	雑誌・雑がみ	段ボール	紙パック	古着	容器包装

[担当：環境対策課] P. 157

2101 ごみ処理事務に要する経費 6,829,000 円 (6,855,000 円)

[その他 4,318,000 円 一財 2,511,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料:粗大ごみ収集運搬手数料 4,318,000 円]

○ 目的

廃棄物(ごみ)の発生を抑制し、再利用を促進し清潔で快適な生活環境を保持する。また各団体と連絡調整や連携を図りながらごみ処理に関する情報の交換や、将来の方向性を協議する。

○ 内容

- ・ごみの発生抑制・再使用・再生について、市民に理解を求めため、広報等により啓発し循環型社会の構築を目指す。
- ・粗大ごみの受付事務に非常勤職員を採用し迅速に対応する。
- ・関係機関との連絡調整や茨城県清掃協議会の活動を行う。

2 清掃費 3 ごみ減量推進費

[担当：環境対策課] P. 158

2001 ごみ減量推進に関する経費 10,477,000 円 (10,561,000 円)

[一財 10,477,000 円]

○ 目的

ごみの減量化の推進、資源の有効利用など、リサイクルに関する市民の自主的な取組の促進を図る。

○ 内容

生ごみ処理容器購入補助金は、購入費の2分の1で1世帯2基まで1基につき限度額3,000円、電気式生ごみ処理機購入補助金は、購入費の2分の1で1世帯1基まで限度額20,000円を交付する。

資源回収助成金は、地区の自治会や子供会、PTA等の自主団体が回収した資源物については1kg当たり4円、その資源回収団体から資源回収業者が回収した資源物については1kg当たり1円の助成金を交付する。

2 清掃費 5 し尿処理費

[担当：環境対策課] P. 159

2001 し尿処理事業事務に要する経費 44,212,000円 (43,079,000円)

[その他 19,488,000円 一財 24,724,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：し尿処理手数料 19,488,000円]

○ 目的

市内の清潔な生活環境を保全する。

○ 内容

市内の汲取り式トイレのし尿汲取りを定期的を実施する。また、世帯の希望や災害時などの必要に応じて、臨時の汲取りを実施する。手数料は、し尿汲取券または口座振替によって徴収する。

《汲取実施戸数及び人数の見込み》

・定額制 1,350人 ・特別加算 350戸 ・従量制 8,100本

[担当：環境対策課] P. 159

2101 龍ヶ崎地方衛生組合負担金 156,074,000円 (157,214,000円)

[一財 156,074,000円]

○ 目的

取手市から搬出された、し尿及び浄化槽汚泥の処理を適切に行い、生活環境を保全する。

○ 内容

し尿及び浄化槽汚泥を龍ヶ崎地方衛生組合が「龍の郷クリーンセンター」において処理している。

建設費分 33,658,000円

一般経費分 122,416,000円

分 担 金 表

(単位:千円)

No	市町村名	建設費分	一般経費分	平成 26 年度 分 担 金	全体比 (%)	平成 25 年度 分 担 金	比 較
1	龍ヶ崎市	17,617	69,062	86,679	16.55	92,061	△5,382
2	牛久市	11,457	37,768	49,225	9.40	51,149	△1,924
3	取手市	33,658	122,416	156,074	29.79	157,214	△1,140
4	利根町	3,480	14,553	18,033	3.44	18,498	△465
5	河内町	6,040	19,720	25,760	4.92	26,402	△642
6	稲敷市	25,484	68,523	94,007	17.95	96,601	△2,594
7	美浦村	8,827	25,781	34,608	6.61	35,070	△462
8	阿見町	12,341	47,108	59,449	11.35	59,846	△397
	計	118,904	404,931	523,835	100.00	536,841	△13,006